

〔新型外貨普通預金〕

項 目	内 容
1. 商品名	新型外貨普通預金
2. 販売対象	法人および個人のお客さま
3. 預金保険	外貨預金は預金保険の対象外です。
4. 通貨種類	原則として米ドルのみ
5. 期間	期間の定めはありません。
6. 預入（受入）方法・手数料 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位 (4) 手数料	<p>随時お預け入れいただけます。</p> <p>5,000米ドル以上</p> <p>1セント単位</p> <p>為替手数料（1米ドルあたり1円）を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレートを適用（ただし、金額に応じた相場優遇の適用があります。）</p>
7. 払戻（支払）方法・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・随時お引き出しいただけます。 為替手数料（1米ドルあたり1円）を含んだ為替相場である金庫所定のTTBレートを適用 ・お引き出し金額が100米ドル未満の場合、1回につき200円の手数料がかかります。
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税方法	<p>変動金利。市場環境等により見直しをすることがございます。</p> <p>毎年3月と9月の利息決算日（第二土曜日）の翌営業日にお支払いします。付利単位を1ドルとし、1年を365日とした日割り計算により算出します。</p> <p>①利息</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま：20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 （マル優のお取り扱いはできません。） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人のお客さま：総合課税となります。 <p>②為替差益・差損</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま：為替差益は雑所得として確定申告が必要となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、給与所得・退職所得以外の他の所得と為替差益を含めた額が、年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は他に雑所得がある場合、雑所得の範囲内に限り差引計算ができます。 ・法人のお客さま：為替差益・差損とも営業外損益として法人税確定申告額に含まれます。 <p>※くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいようお願い申し上げます。</p>
(5) 金利情報の入手方法	窓口におたずねください。

<p>9. 売買手数料と預入時の相場優遇</p>	<p>お預け入れ時には電信売相場（T T S）、お引き出し時には電信買相場（T T B）を適用しますので、為替変動がない場合でもお預け入れ時とお引き出し時の差（最大2円）が為替差損となりご負担が生じます。</p> <p>預入時には、金額に応じて以下のような相場優遇があります。</p> <p style="text-align: center;">US\$5,000 以上 ～ US\$10,000 未満 ・ ・ ・ 優遇なし US\$10,000 以上 ～ US\$20,000 未満 ・ ・ ・ 10 銭 US\$20,000 以上 ～ US\$30,000 未満 ・ ・ ・ 20 銭 US\$30,000 以上 ～ US\$40,000 未満 ・ ・ ・ 30 銭 US\$40,000 以上 ～ US\$50,000 未満 ・ ・ ・ 40 銭 US\$50,000 以上 ～ ・ ・ ・ 50 銭</p> <p>ただし、出金時には相場優遇を適用せず、払出日の電信買相場（TTB）で出金します。</p>
<p>10. 注意事項</p>	<p>円を対価にした取引のみ行えます（S P O Tによる取引に限定されます）。 （円資金を投入しての入金、円資金に転換しての出金に限定） 〈行えない取引の例〉</p> <p>①ドルCASH、T/Cの入金、外貨定期預金、従来型外貨普通預金からの振替入金、ドル建被仕向送金の入金。</p> <p>②ドルCASH、外貨定期預金、従来型外貨普通預金への振替出金、ドル建仕向送金のための出金。</p>
<p>11. 解約時の取り扱い</p>	<p>外貨普通預金利率にて計算した利息を付してお支払い致します。</p>
<p>12. 重要事項について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替相場変動によるリスクがあるため、利息を含むお受け取り円貨額が、お預け入れ時の円貨額に満たない（元本割れ）ことがあります。 ・ お預け入れ時にはT T Sレート（電信売相場）、お引き出し時にはT T Bレート（電信買相場）を適用します。T T Bレートの方がT T Sレートより、米ドルは最大2円安いいため、為替変動がない場合でも、この適用相場の差が為替差損となり、ご負担が生じます。 <p style="text-align: center;">T T Sレート：お客さまが円を外貨に交換するときの換算相場です。 T T Bレート：お客さまが外貨を円に交換するときの換算相場です。</p>
<p>13. 付加できる特約事項</p>	<p>ございません。</p>
<p>14. 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体</p>	<p>ございません。</p>
<p>15. お問い合わせ先</p>	<p>各本支店の店頭または市場金融部外為担当（054-247-1432）までお問い合わせください。</p>
<p>16. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部、全国しんき

令和2年9月23日現在
しずおか焼津信用金庫

	<p>ん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または一般社 団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054-255-5530） にお申し出ください。お客さまから、上記弁護士会に直接お 申し出いただくことも可能です。</p>
17. その他参考となる事項	<p>①この預金は、譲渡または質入れすることはできません。 ②この預金は、通帳を発行しないステートメント（取引明細書）方式です。</p>